

地域決定型地方税特例措置(わがまち特例:経過措置)

1. 廃止及び統合されたわがまち特例(記載の取得時期以外に取得された場合は特例の対象になりません。)

令和6年7月1日現在

No.	市税条例条項	対象施設等・税目	根拠法令	特例割合	対象取得期間	適用期間	備考
1	(旧) 附則第10条の2第14項	企業主導型保育事業に供する土地、家屋及び償却資産 固定資産税(土地・家屋・償却資産) 都市計画税(土地・家屋)	(旧) 地方税法附則第15条第32項	2分の1	2017年(平成29年)4月1日～ 2024年(令和6年)3月31日	適用された年度から5年度分	※取得対象期間中に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合:利用定員6人以上 ※適用される年度の賦課期日に、企業主導型保育事業費補助金を受けていること。

※令和6年1月2日から令和6年3月31日までに取得した場合において令和7年度以降の固定資産税等の特例割合の対象となります。